

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、これまで文化財保護法及び長野県や千曲市の文化財保護条例等に基づく指定文化財として保護を図ってきた。しかし、本市には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保護が求められている。

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定を行っていくものとする。

これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、本市の歴史的風致の維持向上及び向上を図る上で重要であるものを基本とし、当該建造物の所有者との協議の上、同意を得られた物件を前提に、下記の基準に該当する建造物を指定・保全を図るものとする。

なお、重点区域内においては、今後も歴史的建造物の調査を継続的に実施し、必要に応じ随時、指定していくものとする。

表 7-1 歴史的風致形成建造物の指定基準

ア	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
イ	景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物
ウ	文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項に基づく県宝、同条例第30条第1項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
エ	千曲市文化財保護条例（平成15年千曲市条例第124号）第4条第1項に基づく千曲市指定有形文化財、同条例第31条第1項に基づく千曲市指定史跡名勝天然記念物
オ	その他、千曲市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、長野県や千曲市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議の上、実施することとする。

(2) 個別の事項

県宝（建造物）及び市指定有形文化財（建造物）は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とし、これら建造物を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写真等の調査に基づく修復・復原を基本とする。

また、文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で実施するものとする。

特に、民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などにより必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物及び市独自条例に基づき指定または登録された建造物については、外観の維持・保存を基本し、内部の維持・保存にも努めるものとする。

また、千曲市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持・保存を基本し、内部の維持・保存にも努めるものとする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物については、現状保存を基本とする。これらの史跡名勝天然記念物を維持管理及び公開活用のために保存修理、復原等を行う場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復原等を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、史跡名勝天然記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の史跡名勝天然記念物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

(3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

表 7-2 届出が不要な行為

ア	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第132条第1項に基づく登録記念物（名勝地関係）で、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第133条に基づく現状変更の届出を行った場合
ウ	景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
エ	文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項に基づく県宝で同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
オ	文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第30条第1項に基づく県指定史跡名勝天然記念物で、同条例第34条及び第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第34条及び第14条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
カ	千曲市文化財保護条例（平成15年千曲市条例第124号）第4条第1項に基づく千曲市指定有形文化財で同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
キ	千曲市文化財保護条例（平成15年千曲市条例第124号）第36条第1項に基づく千曲市指定史跡名勝天然記念物で、同条例第36条及び第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第36条及び第15条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
ク	千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成25年千曲市条例第28号）第3条第2項第1号に基づく、伝統的建造物群保存地区を構成している建造物等で、同条例第4条第1項に基づく行為の届出を行った場合

(4) 歴史的風致形成建造物一覧

当該重点区域において、指定済み、並びに候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

No.	名称 (区分：建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造	所有者	その他
1	長野銘醸酒蔵 (酒造所) 【八幡】		江戸 木造2階建	個人	登録有形 文化財
2	長野銘醸長屋門 (酒造所) 【八幡】		江戸 木造2階建	個人	登録有形 文化財
3	長野銘醸事務所 (酒造所) 【八幡】		大正 木造2階建	個人	登録有形 文化財
4	松田家斎館 (神主家) 【八幡】		江戸 木造2階建	個人	市指定 文化財 【指定日】 平成29年 3月31日
5	武水別神社本殿 (神社) 【八幡】		江戸 木造 三間社流造	神社	
6	武水別神社拝殿 (神社) 【八幡】		江戸 木造 入母屋造	神社	
7	武水別神社御新宮 (神社) 【八幡】		江戸 木造 切妻造	神社	

No.	名称 (区分：建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造	所有者	その他
8	武水別神社額殿 (神社) 【八幡】		明治 木造 入母屋造	神社	
9	八幡神宮寺建物 (元寺院) 【八幡】		江戸 木造	個人	武水別神社 の神宮寺
10	松屋旅館 (旅館) 【八幡】		明治 木造2階建	個人	
11	斎森神社 (神社) 【八幡】		江戸 木造	神社	
12	J R 姨捨駅舎 (駅舎) 【八幡】		昭和9年 木造	J R 東日本	
13	明德寺観音堂 (寺院) 【羽尾】		江戸 木造	寺院	
14	佐良志奈神社本殿 (神社) 【若宮】		江戸 木造	神社	